

中国における最近の知財トピックス

2022年8月31日

方信グローバル知財サービス株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山二丁目2番15号

ウイン青山942室

中国弁護士・中国弁理士 方喜玲

荻原正

拝啓

平素は格別なご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

前号では民事事件のオンライン化の記事を掲載しましたが、今回は、北京知識産権法院における専利、商標権関係行政事件のオンライン化に関する記事について紹介します。また、中国における司法のこの10年の歩みに関する最高人民法院の報告内容及び実用新案における機能的記載の権利保護の制約に関する最高人民法院の事例などについても紹介させていただきます。

敬具

1. 北京知識産権法院、専利、商標権の行政事件をオンラインで開始

北京知識産権法院は、訴訟の質と効率を向上させ、ビジネス環境を最適化するために、北京市高級人民法院の指導の下、専利、商標の行政事件のオンライン訴訟を段階的に実施する。

- 一、2022年9月1日より、専利、商標の権利付与・確定に関する行政訴訟の代理人(弁護士、専利代理師を含むがこれらに限定されない)が訴訟に参加する場合、原則として「北京法院電子訴訟プラットフォーム、人民法院オンラインサービス(旧名:モバイルマイクロコート)、最高弁護士サービスプラットフォーム、北京知オンライン(北京法院情報ネットワークから登録)」の4つのプラットフォームのいずれかを通じてオンライン訴訟を申請しなければならない。原則として紙ベースの立案資料は受け付けないものとする。
- 二、本通知発出の日から2022年9月1日まで、オンライン訴訟の全面的な実施のための「導入移行期間」とし、その期間中にオンライン訴訟で遭遇するあらゆる問題を、随時「訴訟サービス連絡先フォーム」に記入し、問題や提案を反映することができる。

北京知識産権法院

2022年7月25日

【補足】 ネットにおける質疑応答から

(1) 目的と意義

ワンストップの多元的紛争解決と訴訟サービスシステムを構築し、電子訴訟をオンラインで実施し、電子ファイルに基づくオンライン訴訟を実施することにより、訴訟の負担と訴訟コストを実質的に軽減し、訴権行使の便宜を図り、訴訟の質を向上させ、「省エネ・脱炭素、グリーン開発」を促進し、国民のための公正な司法レベルの持続的な向上を図る。

(2) 実施の背景

北京知識産権法院は、《中華人民共和国行政訴訟法》およびその他の関連法や司法解釈に基づき、2022年2月14日、当事者の訴権を完全に保証するために、専利、商標の権利付与・確定の行政事件をオンライ

ン訴訟に転換する提議を開始し、大多数の弁護士、専利代理人、当事者から積極的な支援と協力を得た。該法院のオンライン訴訟件数は、2022年初頭の33%から49%に着実に増加している。期間中、全国弁護士会、北京弁護士会、中国専利代理師協会などの組織との検討協議の後、大多数の弁護士、専利代理師、当事者も、司法実務に関連して北京知識産権法院のオンライン訴訟に関する貴重な意見や提案を数多く提起した。現在、オンラインケースシステムやプロセスは成熟し、大きな成果を上げている。

(3) 専利、商標を選択した理由

北京知識産権法院は、全国の専利、商標の権利付与・確定に関する行政事件を専属管轄する唯一の法院であり、これらの事件には以下の特徴がある。

第1は、第一審の受理案件の割合が大きい。今年上半期、北京知識産権法院は1.6万件以上の事件を受理し、そのうち90%以上が行政事件で、専利、商標の権利付与・確定に関する事件は行政事件の99%以上を占めた。

第2に、裁判プロセスが民事訴訟よりも簡素である。北京知識産権法院は、両類の事件を専属管轄しているため、管轄権決定の問題がない。行政事件の当事者は、証拠保全、財産保全、その他の訴訟前の保全申請などの手続き上の事項を、オンライン訴訟の段階でほとんど提起しない。両類の事件は、厳格な期間制限があり、挙証責任は通常被告が負担し、原告が訴訟を提起する際に提出する必要がある資料が少ないので、オンライン訴訟は、当事者の起訴をより容易にすることができる。

第3に、弁護士や専利代理師が代理する割合が大きい。実績からすると、権利付与・確定事件の90%以上が弁護士や専利代理師が代理していると推定される。北京市弁護士会、中国専利代理師協会等の組織との協議の過程で、代理人らは、オンライン訴訟、ペーパーレス業務を受け入れ易いこと分かった。

第4に、国家知識産権局は、既にペーパーレスオフィスを全面的に推進している。2018年9月1日、商標局は既に正式に「商標オンラインサービスシステム」をオンライン化し、オンライン出願と電子配信を実現している。2021年、商標局は4,329.5万件の電子文書を送付した。今年5月末までに、国家知識産権局の商標と専利のオンライン出願率は、それぞれ99.45%と99.43%に達した。両類の事件において起訴された判決/決定は、すでに電子化されている。

<https://bjzcfy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2022/07/id/6810054.shtml>

2. 中国司法、この10年の歩み

7月12日、最高人民法院の副院長第2級判事陶凱元は、「中国の10年」をテーマにした記者会見において、前回党大会以来の人民法院の業務状況について次のように述べた（抜粋）。

過去10年間、産業財産権の司法保護を強化し、法に基づき、国有企業・民間企業、内資外資、大中小零細企業を平等に保護し、市場指向の法の支配に基づく国際ビジネス環境を整備した。知的財産の司法保護を強化し、イノベーションの創出発展に貢献した。全国の法院の各種知的財産一審案件の受理件数は、2013年の10.1万件から2021年には57.7万件に増加し、年間平均増加率は20%以上であった。証券紛争における代表者訴訟などの司法解釈を導入し、金融の健全かつ安定的な発展を促進した。

2021年、全国法院は864.2万件の執行案件を処理し、執行額は1.94兆元に達した。ワンストップの多元的紛争解決と訴訟サービスシステムの構築を精力的に推進し、2021年には1,084万件の紛争を国内法院がオンラインで調停し、2022年1月から6月までに577.3万件の紛争をオンラインで調停した。

過去10年間に、人民法院が受理した事件の数は2013年の1,421.7万件から2021年には3,351.6万件に増加し、判決額は46.7兆元に達した。

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/zgrmfy/202207/1971766.html>

3. 最高人民法院事例分析、実用新案専利における機能的特徴の認定

- (2021) 最高法知民終 411 号

本案は、最高人民法院の知的財産裁判所（知識産権法院）が審理した、機能的特徴「現像層」を含む実用新案専利の侵害に関する紛争である。その明細書中には、「現像層」に関する物質成分、調合、その他の非形状、構造、またはそれらの組み合わせによる技術的特徴が記載されている。

最高人民法院は、実用新案専利において、明細書及び図面に記載され、機能的特徴を達成するために限定する機能、効果に不可欠な形状構造類の特徴及び非形状構造類の特徴は、いずれもその機能的特徴に実質的に限定的な作用を有し、いずれも機能的特徴の内容を構成し、侵害判定において考慮されるべきであると考えられる。

被疑侵害製品の淡三色格子状表面からなる現像層は、接着剤と石粉から構成されているが、接着剤と石粉に関して、上記の明細書に記載されている「現像層」の具体的な実施方法あるいは同等の実施方法と同様の技術的特徴を有するかどうか、専利権者によって証明されていない。従って、判決は、控訴を棄却し原判決維持となった。

胡某は、2010年8月10日、国家知的財産局に対し、考案の名称「プラスチックで製作された多機能筆記用カートンと筆記具」の実用新案専利(以下、本件専利)を出願し、2011年5月4日 ZL201020293455.4 として登録された。

請求項1は、プラスチック紙またはプラスチックカートンをベースとする多機能プラスチック筆記用カートンであって、プラスチック紙またはプラスチックカートンの片面または両面がマット処理されてマット層を形成し、現像層が片面マット層に接着接続されていることを特徴とする。請求項2は、請求項1に記載の多機能プラスチック製筆記用カートンにおいて、現像層は、1層または2層の石粉混合層と接着した後、片面マット層に接着して接合されていることを特徴とする多機能プラスチック筆記用カートン。本件専利の明細書の具体的な実施形態における[0054]段、[0057]段-[0061]段には、現像層の原料、配合比等について詳細に説明されている。

胡某は2019年9月16日、浙江省杭州市中級人民法院に訴訟を提起した。被疑侵害製品は本件専利の請求項2の保護範囲に属し、本件専利の請求項2の「現像層」が機能的特徴であることを明らかにした。第一審の杭州市中級人民法院は、被疑侵害製品の現像層が1層または2層の石粉混合層を介して接着され、その後、基板に接続されているかどうか、および被疑侵害製品の現像層が専利現像層の構成方法を採用しているかどうかは、被疑侵害製品の現状だけからでは確定できないと結論づけた。判決において胡氏のすべての請求を棄却した。

胡某は一審判決を不服として最高人民法院に上訴したが、最高人民法院は上訴を棄却し、原判決を支持した。

最高人民法院は次のように判断した。「現像層」の構成方法に関して、この紛争の本質は、実用新案が製品の形状、構造、またはその組み合わせのみを保護することにある。本明細書[0054]段、[0057]段-[0061]段は、現像層の物質成分、調合、その他の非形状、構造または組み合わせの技術的特徴に関するものであり、「現像層」の技術的特徴を確定する内容として解釈されるべきかどうかである。実用新案専利において、機能的特徴が、実施例における非形状、構造、または組み合わせの技術的特徴に関連し、機能及び効果の達成に不可欠であるならば、もとより機能的特徴の保護範囲を限定する。実用新案専利は、形状、構造、またはそれらの組み合わせの専利類型を保護する位置づけにあるのであって、機能や効果に不可欠の実施例中の非形状、構造、またはその組み合わせの技術的特徴による限定を排除する理由とはならない。

本件専利の請求項2における「現像層」は機能的特徴であり、本件専利明細書の[0054]段、[0057]段- [0061]段では、現像層の原料、配合比等を詳述しており、被疑侵害製品の淡三色格子状表面から構成される現像層は接着剤と石粉からなる。胡某は、前記明細書に記載の「現像層」の具体実施形態における「現像」を実現するために必要な技術的特徴と比較して、該接着剤と石粉関連の技術的特徴は、基本的に同じ手段で、同じ機能を実現し、同じ効果を達成し、あるいは、当業者ならば侵害行為の提訴時点で、創造的な努力をすることなく、それを想到することができることを立証すべきである。

本案は、実用新案専利の明細書及び図面に記載の機能的特徴達成のための機能や効果に不可欠な形状構造の特徴や非形状構造類の特徴の機能的特徴に対する実質的な限定効果を明確にしたものであり、実用新案専利における機能的特徴の内容の認定に参考となる。

<https://enipc.court.gov.cn/zh-cn/news/view-1957.html>

本件に関し、さらなる情報やご不明な点、ご質問等がございましたら、fsgip@fsgip.comまでお問合せください。よろしくお願いいたします。